

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第15号

ホームページ等に掲載する 写真や動画の選別は慎重に!

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参加。



弁護士
今西 淳浩



Question

令和5年7月13日付けこども家庭庁成育局長名の「刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について」と題した書面に、留意事項として「保育所等がその管理するこどもの性的姿態等の画像を使用するにあたっては、正当な理由があつて撮影されたものであつても、**撮影者や掲載者の意図にかかわらず、わいせつな目的で利用される場合がある**ことに十分に配慮し、その態様や閲覧可能な者の範囲等が適切なものとなるように特に慎重に検討すること。」という記載がありました。具体的には**どのようなことに注意すればよいのでしょうか。**



ホームページにプールの写真を使いたいけれど...

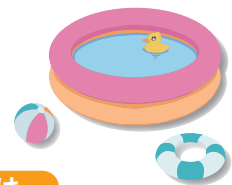


Answer

1 はじめに

園のホームページの多くには、保育の様子を撮影した写真や動画が掲載されています。メルマガ第3号では、写真や動画を掲載するにあたっては、肖像権、個人情報保護法の観点から、保護者や職員からきちんと同意を得るとともに、写真や動画を見ることができる人を限定することが望ましいというお話をしました。

今回は、保護者や職員からきちんと同意を得ていても、ホームページ等に写真・動画を掲載するにあたっては、本当にそれを掲載してよいか、慎重に検討しなければならないというお話です。



2 「わいせつな目的で利用される場合がある」とは

残念なことですが、インターネット上において、幼児の裸の写真等が取引されているという現実があります。そして、違法に取引される写真の中には、ある園のホームページ等に掲載されていたプールで遊んでいる上半身裸の男児・女児の写真などがあります。すなわち、違法業者は、数多くの園のホームページを閲覧し、販売できそうな写真を見つけて入手し、それを販売しているのです。

3 どのようなことに注意すればよいか

まずは、女児はもちろん男児についても、上半身裸はもちろんのこと、水着姿や下着姿の写真など、性的なものをうかがわせる写真・動画等の掲載は避けるようにしてください。すでに掲載している場合は、すみやかに削除してください。

また、今後、ホームページ等に写真・動画を掲載するにあたっては、わいせつな目的で利用されるおそれはないか検討し、掲載するか否かを判断する必要があります。その判断にあたり、(異なる視点を持つ)複数の職員の意見を聞くことは有益と思われます。

悩んだとき・迷ったときは、掲載しないようにしましょう。

園の困りごと、何でもお問合せください ～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士/保育士 柴田 洋平

■弁護士 板垣 義一

■弁護士 今西 淳浩

TEL: 03-5336-3390

Email: reve.info@reve-law.jp

HP: <https://www.reve-law.jp/>

